

お手元に長い間ご使用に なっていない預金通帳・ 証書はございませんか



お預け入れいただいたまま、長い間出し入れがなく、お取引の動きのない状態になっている預金はございませんか。

当金庫では、このような預金も引き続きお預かりしております。預金通帳・証書とお取引印の確認など、所定の手続きを経たうえで払い戻すことができますので、いま一度ご確認をお願いいたします。

また、休眠預金等活用法にもとづく休眠預金となった場合でも、当金庫を通じて、引き続き払い戻すことができます。

なお、預金通帳・証書やお取引印が見当たらない場合でも、ご本人の預金であることが確認できれば払戻しができますので、ご本人が確認できる資料のほか、口座の支店名や口座番号が分かるもの等をご用意のうえ、当金庫本支店窓口までご照会・ご相談ください。

お問い合わせ先：当金庫本支店（下記よりご確認ください）

↓ 店舗・ATM検索 ↓

http://www.kitaiseueno-shinkin.jp/kitashin_network/network_main.htm